

魚津市告示第216号

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱  
の一部改正について

魚津市中山間地域等条件不利農地集積支援事業補助金交付要綱（令和2年  
魚津市告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

魚津市長 村椿 晃

第8条を次のように改める。

第8条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の4分の3に相当する額とする。

2 同一年度内における補助金の交付は、1担い手につき1回とし、次の各号のいずれか低い方の額を上限とする。

（1） 補助対象農地1筆につき、7万5千円

（2） 補助対象者1人につき、30万円

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「印」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。